

佐渡ジュニアトライアスロン大会激励金交付要綱

(目的)

第1条 佐渡国際トライアスロン大会実行委員会（以下「実行委員会」と言う）は、佐渡市のジュニアトライアスロン競技の振興を図るため、スポーツの実践の機会である競技大会への出場を支援し、心身の健全な育成を図ること及びその大会に出場する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減に資することを目的とする。

(交付対象大会)

第2条 激励金の交付対象大会は、次に定める大会とする。

昭和記念公園トライアスロンフェスティバル オールキッズトライアスロン大会

(交付対象者)

第3条 佐渡ジュニアトライアスロン大会のジュニアクラスに出場し、交付対象大会の年齢資格を有する者のうち順位が最も上位にある男女各1名を交付対象者とする。

ただし、交付対象者が交付対象大会への出場を辞退した場合、激励金を交付しない。

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、1名につき3万円（税込）とする。

(交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者は、大会への出場が決定した後、速やかに、佐渡ジュニアトライアスロン大会激励金交付申請書(様式第1号)を実行委員会に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 実行委員会は、規定により申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めたときは、佐渡ジュニアトライアスロン大会激励金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(激励金の返還)

第7条 激励金の交付を受けた者が交付対象大会に出場しなかった場合または交付対象大会が中止となった場合は、激励金の全額又は一部を返還させることができる。

(実績報告等)

第8条 激励金の交付を受けた者は、大会終了後速やかに大会成績結果及び選手出場者名簿等を実行委員会に報告するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。